



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年1月19日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	井澤 洋	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

## 「ダイハツ工業生産停止関連融資相談窓口」の開設について (厳しい業況下にある中小企業者等に対する県制度融資による金融支援)

経済産業省は、ダイハツ工業株式会社及びダイハツ九州株式会社と直接・間接的に取引を行っており、売上等が減少することが見込まれる中小企業・小規模事業者を対象として、融資額の100%を保証する「セーフティネット保証2号」を発動することを、本日発表しました。

当県においても、ダイハツ工業の生産停止による影響を受け、業況が悪化した中小企業者等の資金繰り等に関する相談窓口を、本日より開設しますのでお知らせします。

### 記

- 1 相談窓口名称： ダイハツ工業生産停止関連融資相談窓口
- 2 開設日： 令和6年1月19日（金）
- 3 相談受付時間： 月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 設置場所： 岐阜県 商工労働部 商業・金融課内（資金融資係）  
所在：岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階  
電話：058-272-8374（直通）
- 5 内容： 岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）による支援制度の案内、その他支援情報の提供等

## 【支援概要】

中小企業者等の資金繰りを支援する「県制度融資」においては、平素から、厳しい業況下にある事業者向けの支援資金を設けていますが、発動される（官報告示：今月26日を予定）セーフティネット保証2号の認定を受けた事業者においては、通常の保証限度額とは別枠の限度額で融資額の100%が保証されることとなるほか、利用者の業況次第では、通常よりも低い信用保証料負担率での資金利用が可能となります。（岐阜県中小企業資金融資制度に関しては「別紙」を参照）

### 1 セーフティネット保証2号の概要

#### （1）制度概要

取引先事業者の事業活動の制限（生産・販売数量の縮小）等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対する資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠（※）で100%の保証を行う制度。

※ 通常、保証額には限度があるところ、通常枠とは別枠で限度額を設定

[通常の保証限度額]

2億8,000万円以内（有担保：2億円以内、無担保：8,000万円以内）

[別枠の保証限度額]

2億8,000万円以内（有担保：2億円以内、無担保：8,000万円以内）

#### （2）対象となる中小企業者等

次のいずれをも満たす中小企業者等。

- ① 事業活動の制限を行っている事業者（ダイハツ工業株式会社及びダイハツ九州株式会社）と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している者
- ② 当該事業活動の制限が開始された日（※今月26日告示予定の官報に掲載）以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」という。）の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること

### 2 融資申込先

県内各取扱金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農業協同組合、岐阜県信用農業協同組合連合会）

### 3 セーフティネット保証2号の認定申請先

当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する市町村

## 岐阜県中小企業資金融資制度（※うち厳しい業況下にある事業者向けの支援資金）

資金名	融資対象者等	融資利率	融資限度額	償還(据置)期間	利用者負担信用保証料率
経済変動対策資金	<p>売上減少など業況が悪化している中小企業者等</p> <p>[該当要件例（以下のいずれかに該当する方）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上減少（最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少）している方</li> <li>・直近の単年度決算で欠損が生じている方</li> <li>・売上総利益が減少（最近3か月の売上総利益が前年同期比5%以上減少）している方</li> <li>・取引額が全体の20%以上を占めている親会社への売上減少（将来3か月の売上高が前年同期比10%以上減少）が見込まれる方</li> <li>・セーフティネット保証（2～8号）の認定を受けた方</li> </ul>	年1.4% (固定金利)	[運転資金] 1億円	[運転資金] 10年以内 (2年以内)	[無担保の場合] 年0.35～0.9%
			[設備資金] 1億円	[設備資金] 10年以内 (2年以内)	[有担保の場合] 年0.25～0.8%
返済ゆったり資金	<p>借換資金を必要としている中小企業者等</p> <p>[該当要件]</p> <p>現在、岐阜県中小企業資金融資制度を利用しており（一部資金を除く）、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少していること、若しくは直近の単年度決算で欠損が生じていること、又は、セーフティネット保証（1～8号）の認定を受けていること</li> <li>・地場産業（食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物、プラスチック産業）の製造業を営む場合は、最近3か月の売上総利益が前年同期比で減少していること</li> </ul> <p>[資金用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む県信用保証協会の信用保証付融資の返済資金（県制度融資以外の債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る）</li> <li>・旧債務の借換えと同時に新たな事業資金借入も可能</li> </ul>	金融機関 所定利率 (固定利率)	[運転資金] 8,000万円	[運転資金] 10年以内 (2年以内)	[無担保の場合] 年0.40～1.5%
			[設備資金] 8,000万円	[設備資金] 10年以内 (2年以内)	[有担保の場合] 年0.35～1.4%
					※セーフティネット保証2号認定者の場合は「年0.6%」での利用が可能
					※セーフティネット保証2号認定者の場合は「年0.9%」での利用が可能

※ 設備資金の融資限度額は、運転資金も併せた金額になります。